

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	事故時の措置命令
概要	規制地域内に事業場を設置している者の事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じた場合において、その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講じるよう命令することができる。
根拠法令等 及び条項	悪臭防止法第10条第3項
処分基準	悪臭防止法第10条第1項の場合において、当該悪臭原因物の不快なおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html</a>
備考	